鳥取市の野鳥糞便からの高病原性鳥インフルエンザウイルス確認に係る庁内連絡会議

日時：令和８年１１月１９日（木）
午後３時１５分～
場所：第１応接室（県庁本庁舎３階）
出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（農林水産部、生活環境部）
危機管理部※、鳥取大学
総合事務所等※、家畜保健衛生所※
（※はリモート参加）　〔配信〕市町村

会 議 内 容

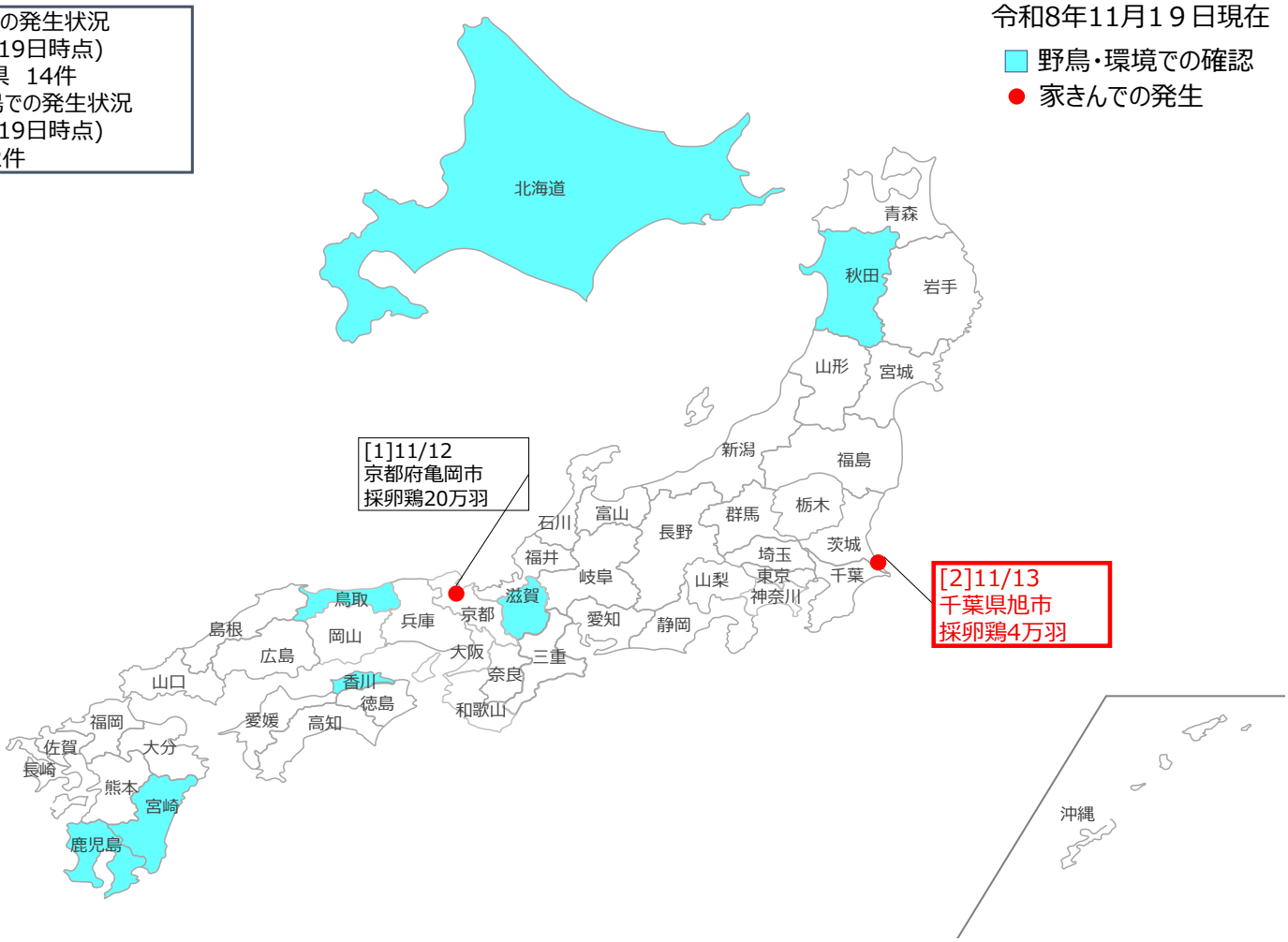
１　国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
２　鳥取市気高町日光における検出事例概要
３　野鳥サーベイランスの強化
４　鳥取県の対応（家きん）
５　養鶏業者の皆様へのメッセージ
６　ため池管理者・農家の皆様へのメッセージ
７　県民の皆様へのメッセージ等

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況
(11月19日時点)
1道7県　14件
飼養鳥での発生状況
(11月19日時点)
2県　2件

令和8年11月１９日現在

□ 野鳥・環境での確認
● 家きんでの発生



鳥取市気高町日光における検出事例概要

○11月6日に鳥取市内で採取した糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された。

1　野鳥糞便の採取地点

鳥取市気高町の日光地区



2　経緯

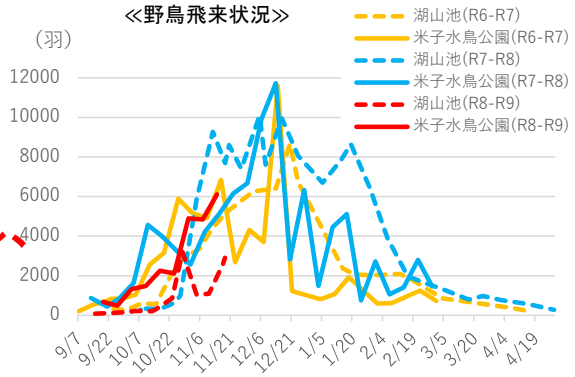
11月6日（金）　野鳥糞便20検体を採取（鳥取大学）

↓

11月19日（木）　鳥取大学において、遺伝子検査の結果が判明

野鳥サーベイランスの強化

県内での野鳥からの発生を受け、
野鳥サーベイランスをさらに強化



○11/19から野鳥監視ステージ3に移行し、最大の地点数で実施
（11/16から先行して70地点の監視を実施中）

○環境省が、採取地点の半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定
（12/4まで。検体採取日から28日。）
⇒重点区域内の16か所を毎日監視

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1（近隣国での感染確認時等）	野鳥監視	最大　３５地点
	糞便・水検査	３か所
野鳥監視ステージ2（国内での感染確認時）	野鳥監視	最大　３５地点　※近隣で発生した場合は最大７０地点に拡大
	糞便・水検査	３か所　※近隣で発生した場合は最大６か所に拡大
野鳥監視ステージ３（県内での感染確認時）	野鳥監視	最大　７０地点
	糞便・水検査	最大　６か所


採取地点の半径10km圏内

鳥取県の対応（家きん）

・本日まで確認地点から10km以内の3農場を含め全農場で異常なし
・11月19日に改めて以下の対策を実施
【飼養衛生管理の徹底】
①県内全78農場に対し飼養衛生管理基準の遵守や、手指・車両の消毒、専用衣服・靴の使用、侵入防止ネットの点検、ねずみ・害虫の駆除を指導
②鶏舎周辺などの定期消毒を徹底するよう指導し、全農場に消毒薬（消石灰1,600袋）を配布
【野生動物への対策】
③侵入防止ネットや網・壁の穴、ベルト類の隙間などを点検・補修するよう指導
④こぼれた餌、死体、卵などの適正処理と不要物の撤去を指導
【情報提供と早期通報】
⑤渡り鳥の飛来情報や国内の発生情報を農場などへ提供
⑥鶏の健康観察を徹底し、異状があった場合は家畜保健衛生所へ早期に通報するよう指導
・11月19日時点、養鶏場周辺のため池19か所全てで落水対策取組中
・11月19日時点、農場内や周辺の樹木の伐採を指導した29農場で実施

養鶏業者の皆様へのメッセージ

・県内の野鳥の糞からウイルスが検出され、県内での鳥インフルエンザの発生リスクが非常に高まっています。

・夜間活動する野鳥もいるため、昼夜問わず鶏舎の周辺に野鳥がいることを意識してください。

・これまで以上に緊張感をもって、発生予防に向け日々の管理や点検を重点的に行う必要があります。

・農場出入り口の消毒、履物や衣服の交換、踏み込み槽の消毒等飼養衛生管理基準の遵守の徹底に努めてください。

・野鳥や小動物が集まる農場内の樹木の伐採や、穴のあいたネットや壁の穴などは速やかに補修してください。

・カラスなどの野鳥が集まらないよう、こぼれた餌の清掃や廃棄卵や死鳥の保管を適切に行い、カラスなどの集まりやすい堆肥舎は昼間も防鳥ネットで完全に覆う等の対策をお願いします。

・毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する鶏の様子が少しでも普段の様子と比べて異なると感じた時は、家畜保健衛生所へ早期通報の徹底をお願いします。

ため池管理者・農家の皆様へのメッセージ

○農業用ため池における落水対応

・9月15日に野鳥の水場となり得る「ため池の落水措置」について、関係市町・ため池管理者等へ協力要請。

・県内養鶏場周辺ため池について現地調査を実施するとともに、落水状況や野鳥の飛来状況確認のほか、今年度よりため池管理者へ行政と養鶏業者が一緒になり落水について協力要請。

・11月19日時点で養鶏場周辺のため池19か所全て落水対策取組中。

○ため池管理者の皆様へ

・ため池に点検や落水作業等で行かれた際に、死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、素手で触らず自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従っていただきますようお願いします。

○ため池の落水状況







県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。根拠のない噂などに惑わされないよう御協力をお願いします。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

・野鳥を素手で触らないでください。

・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。

・死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

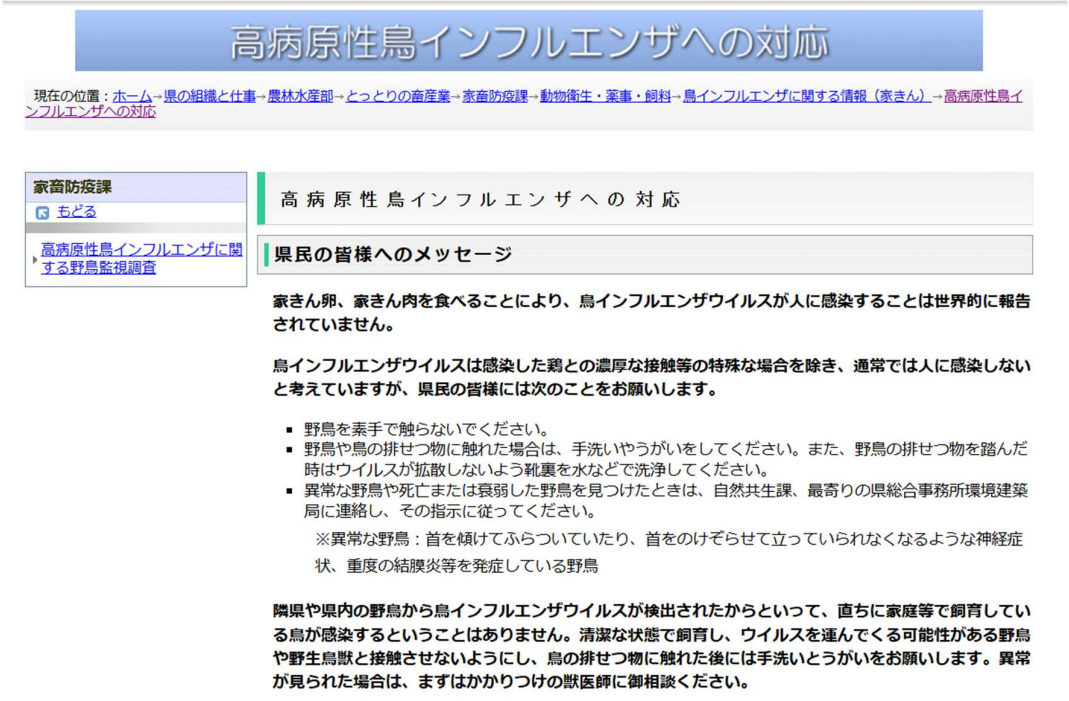
■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

県民への情報提供

〇関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

〇ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

〇県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



高病原性鳥インフルエンザへの対応

現在の位置：ホーム→県の組織と仕事→農林水産部→とっとりの畜産業→家畜防疫課→動物衛生・薬事・飼料→鳥インフルエンザに関する情報（家きん）→高病原性鳥インフルエンザへの対応

家畜防疫課

もどる

高病原性鳥インフルエンザに関する野鳥監視調査

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃厚な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザ相談窓口（24時間対応）

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	０８５７－２６－７９７９	（夜間休日 ０８５７－２６－７１１１）
鳥取市保健所生活安全課（愛玩鳥）	０８５７－３０－８５５１	（夜間休日 ０８５７－２２－８１１１）
中部総合事務所環境建築局（野鳥）	０８５８－２３－３２７６	（夜間休日 ０８５８－２２－８１４１）
中部総合事務所倉吉保健所（愛玩鳥）	０８５８－２３－３１４９	（　〃　）
西部総合事務所環境建築局（野鳥）	０８５９－３１－９６２８	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）
西部総合事務所米子保健所（愛玩鳥）	０８５９－３１－９３２０	（　〃　）

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」（https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/）を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

■生産者の皆様の相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	０８５７－５３－２２４０	（夜間休日は転送、もしくは防災当直）
倉吉家畜保健衛生所	０８５８－２６－３３４１	（　〃　）
西部家畜保健衛生所	０８５９－６２－０１４０	（　〃　）
※防災当直	０８５７－２６－８１００	

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所　生活安全課	０８５７－３０－８５５２	（夜間休日 ０８５７－２２－８１１１）
中部総合事務所倉吉保健所	０８５８－２３－３１１７	（夜間休日は転送）
西部総合事務所米子保健所	０８５９－３１－９３２１	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）

■人の健康に関する相談窓口

感染症対策センター	０８５７－２６－７１５３	（夜間休日 ０８５７－２６－７１１１）
鳥取市保健所　保健医療課	０８５７－３０－８５３２	
中部総合事務所倉吉保健所	０８５８－２３－３１４５	（夜間休日 ０８５８－２３－３１４５）
西部総合事務所米子保健所	０８５９－３１－９３１７	（夜間休日 ０８５９－３４－６２１１）